

事務連絡  
令和2年10月15日

関係団体 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老人保健課

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）  
(一部改正)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このため、感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「4月7日付事務連絡」という。）等において示しているところですが、今般、4月7日付事務連絡の別紙を一部改正し、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）(一部改正)」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）を都道府県等に対して発出しました。

貴会におかれましては、別紙の内容についてご了知いただくとともに、会員各位に対し、引き続き新型コロナウイルスへの対応についてご周知いただきますようお願いいたします。

【別紙】

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）(一部改正)」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）